

○新宿区立薬王寺地域ささえあい館条例

平成29年10月16日

条例第29号

(設置)

第1条 地域支え合い活動(高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、地域において多様な世代が支え合う活動をいう。以下同じ。)の拠点とするとともに、高齢者が住み慣れた地域において暮らしやすい地域社会を形成することにより、高齢者の健康及び福祉の増進を図るため、新宿区立薬王寺地域ささえあい館(以下「館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 館の位置は、東京都新宿区市谷薬王寺町51番地とする。

(事業)

第3条 館においては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域支え合い活動に関すること。
- (2) 地域支え合い活動を行う個人及び団体の育成、支援及び連携に関すること。
- (3) 地域支え合い活動に関する情報の収集及び発信並びに普及啓発に関すること。
- (4) 高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事業

(開館時間)

第4条 館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用できるもの)

第6条 館を利用することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 新宿区の区域内に住所を有する60歳以上の者
- (2) 前号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする団体
- (3) 地域支え合い活動を行うもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、第1号に掲げる者を対象とした健康及び福祉の増進に向けた活動を行うもの

(5) その他区長が適当と認めるもの

(団体登録)

第7条 前条第2号に掲げる団体又は同条第3号若しくは第4号に掲げるものに該当する団体で、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める要件を満たすものは、団体登録を行うことができる。

2 前項の団体登録を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、区長に団体登録の申請をし、その承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)が、前条第2号に掲げる団体又は同条第3号若しくは第4号に掲げるものに該当しなくなったとき、第1項の要件を満たさなくなったときその他規則で定める場合に該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

4 区長は、前項の規定により団体登録の承認を取り消した場合(前条第2号に掲げる団体若しくは同条第3号若しくは第4号に掲げるものに該当しなくなったこと又は第1項の要件を満たさなくなったことにより取り消した場合を除く。)は、当該取消しを行った日の翌日から起算して6か月間、当該団体に対する第2項の承認を行わないこととする。

(利用の承認等)

第8条 館を利用しようとするものは、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 登録団体及び区長が特に認めるものは、規則で定めるところにより、他のものに先行して前項の規定による申請を行うことができる。

3 区長は、第1項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、館の管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が営利を目的とするものであるとき。

(3) その利用が館の施設及び設備(以下「施設等」という。)に損害を与えるおそれがあるとき。

(4) その他館の管理上支障があるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又は館の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が利用承認の内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が前条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。
- (4) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件)を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が区長の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により第8条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害又は事故により館を利用できなくなったとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他区長が館の管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第12条 利用者は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 館の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用を終了したとき又は第10条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年2月6日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による団体登録の申請及び承認その他の団体登録に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 第8条から第10条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

4 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略